

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【公開番号】特開2002-361069(P2002-361069A)

【公開日】平成14年12月17日(2002.12.17)

【出願番号】特願2001-175536(P2001-175536)

【国際特許分類】

B 01 J	3/00	(2006.01)
A 62 D	3/00	(2007.01)
B 01 J	3/04	(2006.01)
B 01 J	19/00	(2006.01)
B 01 J	19/26	(2006.01)
C 07 B	35/06	(2006.01)
C 07 B	37/06	(2006.01)
C 07 B	61/00	(2006.01)
C 07 C	25/18	(2006.01)

【F I】

B 01 J	3/00	A
A 62 D	3/00	Z A B
B 01 J	3/04	A
B 01 J	3/04	B
B 01 J	3/04	C
B 01 J	19/00	B
B 01 J	19/00	3 0 1 A
B 01 J	19/26	
C 07 B	35/06	
C 07 B	37/06	
C 07 B	61/00	B
C 07 C	25/18	

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月19日(2008.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

本実施形態例では、温度制御装置32によって反応器12内の温度を600℃に制御することにより、PCBを含む被処理液を超臨界水処理により完全に分解して処理液のPCBの残留量を3ppb以下に抑えることができる。

また、チタン合金層12bと酸化イリジウム層12cとの複合耐食層が、反応器12の耐食層として確実に機能する。また、仮に、反応器12内の温度が400℃以下に低下しても、酸化イリジウム層12cが表層にあるので、腐食が進行するようなことは生じない。

中和急冷部30は、酸化イリジウム層47で被覆されているので、腐食が進行するようなことは生じない。万一、酸化イリジウム層47が腐食しても、温度が高い通常の状態では、チタン管壁46が耐食性を維持し、逆に、温度が予期せずに例えば400℃以下に低下した状態では、チタン管壁46は腐食されるものの、その外側のタンタル管壁44が耐

食性を維持する。